

〔改善措置状況〕

就学支援金受給資格認定申請書の提出に当たって 離婚等年月の記入を求められるが、プライバシー に配慮してほしい

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡—

総務省近畿管区行政評価局（局長：菅宜紀）は、以下の行政相談を受け、民間有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成 26 年 10 月 17 日、大阪府教育委員会に対して、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請者側のプライバシーに配慮する観点から、保護者等一人分だけの所得の証明書類を添付する場合に一律に記入を求めている「離婚等年月」について、その取扱いの見直しを検討するよう要請しました。

この結果、平成 26 年 11 月 4 日、大阪府教育委員会から、今後、文部科学省の対応も踏まえて受給資格認定等の申請書記入例などにもさらなる工夫をするとともに、学校担当者への説明会などへの機会において記入不備を理由に申請を受け付けないといった対応は行わないよう引き続き指導する旨の回答がありました。

【行政相談の要旨】

私は、高校生の子を持つ母親です。この度、就学支援金の申込みをしたところ、保護者等の収入の状況について、保護者一人分だけの所得の証明を添付する場合、その理由として、「母子家庭のため」と記載するだけでは足りず、「〇年〇月に離婚したため」と、保護者及び子供のプライバシーに係る内容を記載しなければいけないと言われ驚いております。離婚する理由やタイミングなど簡単に子供に説明できない母子や父子もいるはずであり、添付する所得証明には「特別寡婦」という証明もされています。それでも過去に遡って離婚年月まで記載しなければ申請書を受付できないとする取扱いに納得できません。

【当局のあっせん内容】

高等学校等就学支援金支給事務の一部は都道府県の裁量に委ねられているところ、大阪府教育委員会は、受給資格認定申請者側のプライバシーに配慮する観点から、保護者等一人分だけの所得の証明書類を添付する場合に一律に記入を求めている「離婚等年月」について、受給資格の認定審査に必要最小限度の事項かどうか検討し、記入例を見直すなどの措置を講じるとともに、離婚等年月を記入しなければ受給資格認定申請書を受け付けないとする取扱いを改善することが望ましい。



【大阪府教育委員会の回答要旨】

当委員会は、文部科学省に準拠して「〇年〇月頃・・・」との記入例を示しているものの、保護者の中には離婚などの年月日まで正確に記憶していない場合も多いことから、実際の受給資格認定等の申請においては「10年ぐらい前に」というような表現でも基準日前ということが判断できるものであれば「可」として各学校現場に伝えている。

また、受給資格認定等の申請書記入事項については、「プライバシー等への配慮が足りない。」などの声も多いことから文部科学省に見直しを要望している。

今後、文部科学省の対応も踏まえて受給資格認定等の申請書記入例などにもさらなる工夫をするとともに、学校担当者への説明会などへの機会において記入不備を理由に申請を受け付けないといった対応は行わないよう引き続き指導する。



【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局首席行政相談官（久保）

電話：06-6941-8166 FAX：06-6941-8988